

平成30年度地下水質測定結果について

水質汚濁防止法に基づき、平成30年度に宮城県内で実施した地下水質の調査結果は、以下のとおり。

- 概況調査※¹（毎年度新規に実施）では、39地点のうち4地点で環境基準を超過。
- 概況調査で環境基準を超過した地点については、住民の健康被害を防止する観点から、市町村と連携し、飲用中止の指導、汚染原因の調査及び汚染井戸周辺地区調査※²を実施。
- 継続監視調査※³（毎年度継続して実施）では、34地点のうち21地点で環境基準を超過（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5地点、砒素11地点、テトラクロロエチレン5地点）。

1 調査結果の概要

	調査地点数	環境基準超過地点数	基準超過項目
概況調査	39	4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
汚染井戸周辺地区調査	1	0	—
継続監視調査	34	21	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、砒素、テトラクロロエチレン
再度汚染井戸周辺地区調査※ ⁴	0	0	—

2 測定機関

宮城県、仙台市

3 測定結果に基づく対応

住民の健康被害を防止する観点から、環境基準を超過した地点については以下のとおり対応している。

- (1) 概況調査により新たに汚染が確認された地点については、保健所等が市町村と連携して、所有者等に飲用の中止及び水道への切り替え等を指導するとともに、汚染井戸周辺地区調査を実施。
- (2) 概況調査及び汚染井戸周辺地区調査において汚染が確認された場合は、井戸所有者の協力が得られた地点について、翌年度以降も継続調査を実施。

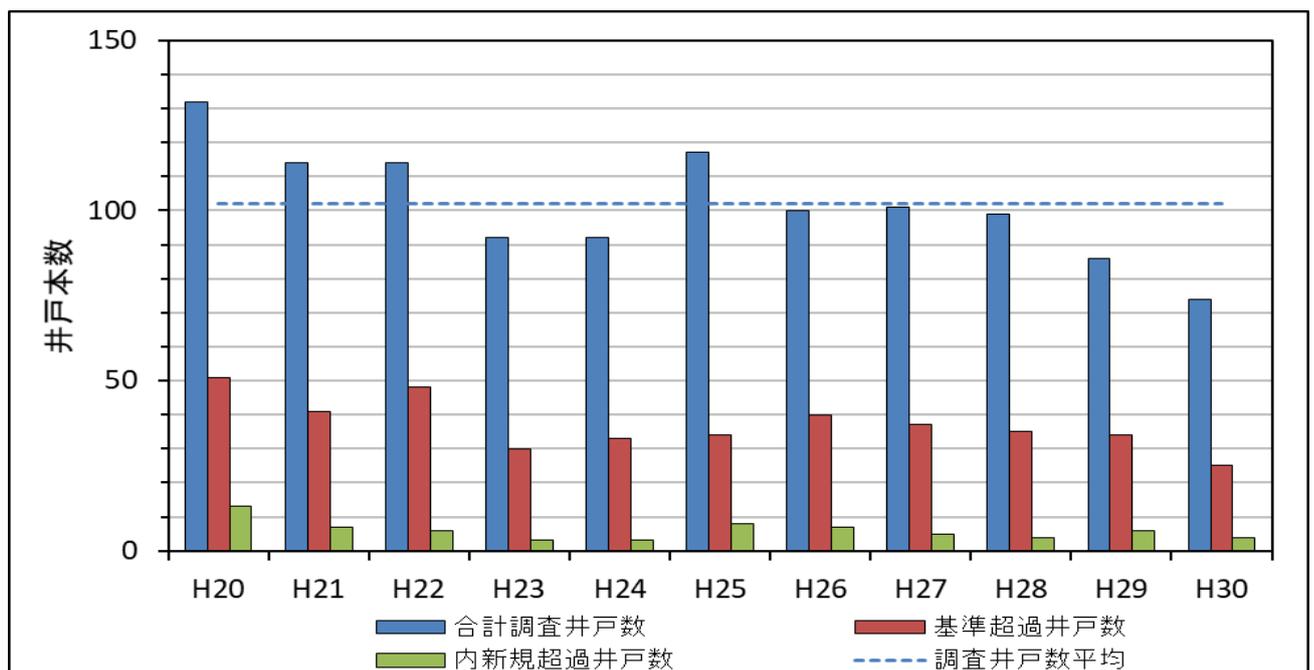
【用語解説】

- ※¹ 概況調査 : 地域の全体的な地下水質の把握を目的とした調査。県内を2km(仙台市は1km)メッシュで区画し、5年間で県全体を網羅するローリング手法で実施する調査
- ※² 汚染井戸周辺地区調査 : 概況調査の結果、新たに地下水の汚染が発見された際に汚染範囲や汚染源を確認するための調査
- ※³ 継続監視調査 : 従来から地下水汚染が確認されている井戸の経年水質変化の監視を行うため、過去に比較的高濃度(原則として環境基準値の1/2以上)の汚染物質が検出された井戸を対象に実施する調査
- ※⁴ 再度汚染井戸周辺地区調査 : 継続監視調査を終了する場合に、汚染地点の周辺井戸が環境基準以下であることを確認するための調査

▼表 環境基準項目における各調査の実施状況及び環境基準の超過状況

環境基準項目	概況調査		汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		再度汚染井戸周辺地区調査	
	実施井戸数 (39本)	基準超過 (4本)	実施井戸数 (1本)	基準超過 (0本)	実施井戸数 (34本)	基準超過 (21本)	実施井戸数 (0本)	基準超過 (0本)
カドミウム	39	0	-	-	-	-		
全シアン	39	0	-	-	-	-		
鉛	39	0	-	-	-	-		
六価クロム	39	0	-	-	-	-		
砒素	39	0	-	-	12	11		
総水銀	39	0	-	-	-	-		
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-		
PCB	39	0	-	-	1	0		
ジクロロメタン	39	0	-	-	-	-		
四塩化炭素	39	0	-	-	-	-		
クロロエレン(塩ビモノマー)	39	-	-	-	12	0		
1,2-ジクロロエタン	39	0	-	-	12	0		
1,1-ジクロロエレン	39	0	-	-	12	0		
1,2-ジクロロエレン	39	0	-	-	12	0		
1,1,1-トリクロロエタン	39	0	-	-	12	0		
1,1,2-トリクロロエタン	39	0	-	-	12	0		
トリクロロエレン	39	0	-	-	12	0		
テトラクロロエレン	39	0	-	-	12	5		
1,3-ジクロロプロペン	39	0	-	-	-	-		
チウラム	39	0	-	-	-	-		
シマジン	39	0	-	-	-	-		
チオベンカルブ	39	0	-	-	-	-		
ベンゼン	39	0	-	-	-	-		
セレン	39	0	-	-	-	-		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	39	4	1	0	9	5		
ふっ素	39	0	-	-	-	-		
ほう素	39	0	-	-	-	-		
1,4-ジオキサン	39	0	-	-	9	0		

※ 同一地点において複数項目の調査実施・基準超過があるため、調査地点数と項目別の実施・超過状況は一致しない。



▲図 調査井戸数及び基準超過井戸数の推移